

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年九月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 伸 二

<p>百四十号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>秩父市荒川上田野字半縄一四五五番 六地先から同市荒川上田野字原地一 四三四番二地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に 限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年九月十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年九月十一日 付け埼玉県秩父県土整備 事務所長告示第十七号で 告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長六六・五八メートル</p>	<p>備 考</p>